

低炭素建築物新築等計画・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（R7.4.1～）

【新規申請】

※赤字部分が改正又は新設する手数料です。

※低炭素建築物新築等計画認定の手数料は赤字以外を全面改正し、手数料の額は下記のとおりとなります。

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
一戸建て	①一戸建て全体	A ≤ 200 (m ²)	4,400	32,300	24,000	16,400
		A > 200 (m ²)	4,400	36,100	26,600	17,700

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
併用住宅	②住宅部分	A ≤ 200 (m ²)	4,400	32,300	24,000	16,400
		A > 200 (m ²)	4,400	36,100	26,600	17,700
			認定基準適合 証明書類「あり」	標準入力法		モデル建物法・ 小規模モデル建物法
	③非住宅部分	A ≤ 300 (m ²)	8,800	215,000		82,300
		300 < A ≤ 1000 (m ²)	15,500	269,000		104,800
		1000 < A ≤ 2000 (m ²)	25,300	348,000		138,000
		2000 < A ≤ 5000 (m ²)	76,000	497,000		223,000
		5000 < A ≤ 10000 (m ²)	120,000	612,000		291,000
		10000 < A ≤ 25000 (m ²)	152,000	723,000		350,000
		25000 < A (m ²)	190,000	825,000		411,000
	④併用住宅全体		「住宅部分（②）」と「非住宅部分（③）」の手数料額の合計			

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
共同住宅等	⑤共同住宅全体	A ≤ 300 (m ²) ※	8,800	65,200	48,100	31,000
		300 < A ≤ 2000 (m ²) ※	19,000	108,000	81,000	53,800
		2000 < A ≤ 5000 (m ²) ※	42,400	185,000	141,000	97,500
		5000 < A (m ²) ※	76,000	266,000	206,000	147,000

※共用部分の一次エネルギー消費量を算出しない場合、共用部分の面積を算入しない（建築物エネルギー消費性能向上計画認定のみ）

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
複合建築物	⑥住宅部分	A ≦ 300 (㎡) ※	8,800	65,200	48,100	31,000
		300 < A ≦ 2000 (㎡) ※	19,000	108,000	81,000	53,800
		2000 < A ≦ 5000 (㎡) ※	42,400	185,000	141,000	97,500
		5000 < A (㎡) ※	76,000	266,000	206,000	147,000
			認定基準適合 証明書類「あり」	標準入力法		モデル建物法・ 小規模モデル建物法
	⑦非住宅部分	A ≦ 300 (㎡)	8,800	215,000		82,300
		300 < A ≦ 1000 (㎡)	15,500	269,000		104,800
		1000 < A ≦ 2000 (㎡)	25,300	348,000		138,000
		2000 < A ≦ 5000 (㎡)	76,000	497,000		223,000
		5000 < A ≦ 10000 (㎡)	120,000	612,000		291,000
		10000 < A ≦ 25000 (㎡)	152,000	723,000		350,000
		25000 < A (㎡)	190,000	825,000		411,000
		⑧複合建築物全体		「住宅部分（⑥）」と「非住宅部分（⑦）」の手数料額の合計		

※共用部分の一次エネルギー消費量を算出しない場合、共用部分の面積を算入しない（建築物エネルギー消費性能向上計画認定のみ）

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準入力法		モデル建物法・ 小規模モデル建物法
非住宅建築物	⑨非住宅建築物全体	A ≤ 300 (m ²)	8,800	215,000		82,300
		300 < A ≤ 1000 (m ²)	15,500	269,000		104,800
		1000 < A ≤ 2000 (m ²)	25,300	348,000		138,000
		2000 < A ≤ 5000 (m ²)	76,000	497,000		223,000
		5000 < A ≤ 10000 (m ²)	120,000	612,000		291,000
		10000 < A ≤ 25000 (m ²)	152,000	723,000		350,000
		25000 < A (m ²)	190,000	825,000		411,000

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

低炭素建築物新築等計画・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（R7.4.1～）

【変更申請】

※赤字部分が改正又は新設する手数料です。

※低炭素建築物新築等計画認定の手数料は赤字以外を全面改正し、手数料の額は下記のとおりとなります。

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
一戸建て	①一戸建て全体	A ≦ 200 (㎡)	2,200	16,100	12,000	8,200
		A > 200 (㎡)	2,200	18,000	13,300	8,800
建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
併用住宅	②住宅部分	A ≦ 200 (㎡)	2,200	16,100	12,000	8,200
		A > 200 (㎡)	2,200	18,000	13,300	8,800
	③非住宅部分		認定基準適合 証明書類「あり」	標準入力法	/	モデル建物法・ 小規模モデル建物法
		A ≦ 300 (㎡)	4,400	107,000		41,100
		300 < A ≦ 1000 (㎡)	7,700	134,000		52,400
		1000 < A ≦ 2000 (㎡)	12,600	174,000		69,000
		2000 < A ≦ 5000 (㎡)	38,000	248,000		111,000
		5000 < A ≦ 10000 (㎡)	60,000	306,000		145,000
		10000 < A ≦ 25000 (㎡)	76,000	361,000		175,000
		25000 < A (㎡)	95,000	412,000		205,000
	④併用住宅全体		「住宅部分（②）」と「非住宅部分（③）」の手数料額の合計			

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
共同住宅等	⑤共同住宅全体	A ≤ 300 (m ²) ※	4,400	32,600	24,000	15,500
		300 < A ≤ 2000 (m ²) ※	9,500	54,000	40,500	26,900
		2000 < A ≤ 5000 (m ²) ※	21,200	92,500	70,500	48,700
		5000 < A (m ²) ※	38,000	133,000	103,000	73,500

※共用部分の一次エネルギー消費量を算出しない場合、共用部分の面積を算入しない（建築物エネルギー消費性能向上計画認定のみ）

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
複合建築物	⑥住宅部分	A ≦ 300 (m ²) ※	4,400	32,600	24,000	15,500
		300 < A ≦ 2000 (m ²) ※	9,500	54,000	40,500	26,900
		2000 < A ≦ 5000 (m ²) ※	21,200	92,500	70,500	48,700
		5000 < A (m ²) ※	38,000	133,000	103,000	73,500
			認定基準適合 証明書類「あり」	標準入力法	/	モデル建物法・ 小規模モデル建物法
	⑦非住宅部分	A ≦ 300 (m ²)	4,400	107,000		41,100
		300 < A ≦ 1000 (m ²)	7,700	134,000		52,400
		1000 < A ≦ 2000 (m ²)	12,600	174,000		69,000
		2000 < A ≦ 5000 (m ²)	38,000	248,000		111,000
		5000 < A ≦ 10000 (m ²)	60,000	306,000		145,000
		10000 < A ≦ 25000 (m ²)	76,000	361,000		175,000
		25000 < A (m ²)	95,000	412,000		205,000
		⑧複合建築物全体		「住宅部分（⑥）」と「非住宅部分（⑦）」の手数料額の合計		

※共用部分の一次エネルギー消費量を算出しない場合、共用部分の面積を算入しない（建築物エネルギー消費性能向上計画認定のみ）

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準入力法	/	モデル建物法・ 小規模モデル建物法
非住宅建築物	⑨非住宅建築物全体	A ≤ 300 (m ²)	4,400	107,000		41,100
		300 < A ≤ 1000 (m ²)	7,700	134,000		52,400
		1000 < A ≤ 2000 (m ²)	12,600	174,000		69,000
		2000 < A ≤ 5000 (m ²)	38,000	248,000		111,000
		5000 < A ≤ 10000 (m ²)	60,000	306,000		145,000
		10000 < A ≤ 25000 (m ²)	76,000	361,000		175,000
		25000 < A (m ²)	95,000	412,000		205,000

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額